



まだ7月だというのに、じりじりと焼けるような日射しが照りつけています。梅雨はいつの間にかいなくなってしまったのでしょうか？ 雨ばかり続くと、うっとうしくて嫌になります。こう暑い日が続くと、雨が恋しくなります。人間ってわがままですね。今年の夏は暑く長くなりそうです。十分に休養、栄養、水分をとって夏を乗り切りましょう。

今回は『生活保護』について御説明させていただきます。

< 生活保護とは >

病気、けがをして働けなくなったり、高齢や障害が原因で収入がなくなり生活が苦しい時、収入が少ないため医療費が支払えない時等々、生活に困った時に、その困窮の程度に応じて必要な生活援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自分達の力で生活していけるように(自立できるように)、相談、指導等の手助けをする制度です。

日本国憲法第 25 条では、『すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がある』と謳っています。国民の誰でも、生活に困った時は生活保護を受ける権利があるのです。

< 対象者 >

生活に困っている日本国民で、その人が利用できる資産(現金、預貯金、生命保険、有価証券、土地、家屋等)、その人の働ける能力、親、兄弟姉妹、子、その他の親族からの援助、その他あらゆるものを生活費に当ててもなお、厚生労働大臣の定める最低限度の生活が維持できない世帯が対象になります。

外国人でも、一定の条件を満たせば保護を受けられます。

< 手続きの方法 >

市役所生活保護担当課、保健福祉事務所、町村役場が申請の窓口です。保護の申請ができる人は、本人、扶養義務者(親、子、兄弟姉妹)、または同居の親族です。入院やその他の事情で申請に行けない場合、病院、民生委員などの関係者から連絡があれば、担当者が申請者のところまで来てくれます。

申請されますと、福祉事務所の担当者が調査に伺います。調査の内容は、家族の収入、活用できる資産、扶養義務者からの援助の可否、本人および家族の稼働能力

(働ける能力)、必要に応じて金融機関、保険会社なども調査します。これらの調査に基づき、国が定めている基準をもとに保護が決定または却下されます。申請してから2週間以内に結果が通知されます。(調査に時間がかかった時は、30日以内)

< 保護の種類 >

生活扶助 住宅扶助 教育扶助 医療扶助 出産扶助 生業扶助
葬祭扶助 介護扶助の8種類があります。必要に応じて、一種類のみの給付または二種類以上の給付が行われます。

< その他 >

- * 決定した内容に不服がある場合は、都道府県知事に対し、不服申し立て(審査請求)をすることができます。(処分を知った日の翌日から60日以内)
さらに、都道府県知事の裁決に不服のあるものは、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。
- * 生活保護は個人ではなく世帯単位(一緒に住んでいて、生活を共にしている人の集まり)で実施されます。ただし、それが困難な時は個人を単位とすることもできます。

以上、簡単に生活保護について説明させていただきました。

生活保護は経済的に困っていて、あらゆる手立てを考えたが、どうしても生活を維持していく方法がない時の最後の手段です。しかし、申請したからといって、保護が必ず受けられるわけではありません。審査はきびしく、なかには相談に行ったけれど対象にならないと、申請も受けてもらえなかったとの話しも聞きます。また、担当者の話が難しくよくわからなかったという方もいました。このような時は、ソーシャルワーカーに御相談ください。申請のお手伝いもしますし、担当者との面接調査の時などは御希望があれば立ち合わせていただきます。



北関東循環器病院 医療相談室